

江戸川区同性パートナー関係に係る申出書等の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、同性パートナー関係にある者が提出した当該関係に係る申出書等の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、江戸川区（以下「区」という。）が独自に行う事務事業（区が行う事務事業のうち、国並びに区以外の地方公共団体及び行政委員会の法令を根拠としないものをいう。）においてパートナーの戸籍上の性別が同性であることによる不利益の発生を防止し、もって、互いに個性や多様性を認め、人権が尊重される地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同性パートナー関係 婚姻関係と同等の実質を有し、継続的に同居して共同生活を行っている、又は継続的に同居して共同生活を行うことを約している、戸籍上の性別が同一である2人の者（その者の一方又は双方が配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）を有する場合を除く。）による社会生活関係をいう。
- (2) 申出 江戸川区長（以下「区長」という。）に対し、同性パートナー関係にある者の双方が当該関係を知らせることをいう。

(申出に係る関係書類の受領)

第3条 区長は、次に掲げる要件を全て満たす者の双方から、次条に規定する方法により申出があったときは、当該申出に係る関係書類（以下「申出書等」という。）を受領する。

- (1) 同性パートナー関係にあること。
- (2) 双方が申出の当日において成年に達していること。

(3) 住所について、次のいずれかに該当すること。

ア 双方が江戸川区内（以下「区内」という。）の同一所在地に住所を有していること。

イ 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が当該住所を自らの住所とすることを予定していること。

ウ 双方が区内の同一所在地に住所を有することを予定していること。

(4) 双方に配偶者がいないこと。

(5) 双方において、当該申出に係る相手方以外に同性パートナー関係にある者がいないこと。

(6) 直系血族又は三親等内の傍系血族（養子と養方の傍系血族を除く。）若しくは直系姻族の関係でないこと。

（申出の方法及び申出書受領証の交付）

第4条 申出は、申出をしようとする者の双方が、同性パートナー関係申出書（第1号様式。以下「申出書」という。）の記載事項を自ら記入した上で、次に掲げる書類を添えて提出する方法により行うものとする。

(1) 次に掲げる事項が記載された同性パートナー関係に係る確認書（第2号様式。以下「確認書」という。）又は合意契約に関する公証人法（明治41年法律第53号）第1条第1号の規定に基づく公正証書若しくは公証人が作成の真正を認証した私文書（同条第2号の規定による私署証書の認証を受けた文書又は同法第58条ノ2の規定による宣誓認証を受けた宣誓供述書）

ア 同性パートナー関係にあること。

イ 申出に係る者が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及び共同生活において互いに必要な費用を分担する義務を負うこと。

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 戸籍抄本

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

- 2 区長は、申出をしようとする者の双方が前条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、申出書の写しを添えて同性パートナー関係申出書受領証（第3号様式。以下「受領証」という。）を交付する。

（受領証の再交付）

第5条 区長は、前条第2項の規定により受領証の交付を受けた者（以下「申出者」という。）から、次に掲げる事項を理由として同性パートナー関係申出書受領証再交付申込書（第4号様式。以下「再交付申込書」という。）の提出があった場合には、交付済の受領証と交換に（第1号を理由とする場合を除く。）受領証を再交付するものとする。

- (1) 受領証を紛失したとき。
- (2) 受領証を毀損し、又は汚損したとき。
- (3) 氏名の変更があったとき。

- 2 再交付申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、前項第1号に該当する者が、申出をした日の翌日から起算して6か月以内に再交付申込書を提出する場合は、この限りでない。

- (1) 紛失（前項第1号）を理由とする場合は、前条第1項各号に掲げる書類
- (2) 毀損又は汚損（前項第2号）を理由とする場合は、再交付を希望する者に係る交付済の受領証
- (3) 氏名の変更（前項第3号）を理由とする場合は、再交付を希望する者に係る交付済の受領証及び戸籍抄本

（記載事項変更の申出）

第6条 申出者は、次に掲げる場合には、同性パートナー関係申出書等記載事項変更申出書（第5号様式。以下「変更申出書」という。）を区長に提出するものとする。

- (1) 申出者の双方が区内の同一所在地に住所を有するに至ったとき。
- (2) 申出者の双方が区内の同一所在地に転居したとき。

(受領証の返還)

第7条 申出者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、同性パートナー関係申出書受領証返還申出書(第6号様式。以下「返還申出書」という。)を区長に提出し、交付済の受領証を返還するものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申出者の一方が死亡したとき。
- (3) 申出者の双方が区内の同一所在地に住所を有しなくなったとき。

(申出書等の保存期間)

第8条 申出書等の保存期間は、10年とする。ただし、申出者が申出書等の廃棄を希望する場合には、区長は、申出者から返還申出書を受領後、当該申出書等を廃棄するものとする。

(本人確認)

第9条 申出書、確認書、再交付申込書、変更申出書及び返還申出書提出時の本人確認は、次の各号のいずれかの書類の提示により行うものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他、区長が適当と認める書類

(通称の使用)

第10条 申出書、確認書、再交付申込書、変更申出書及び返還申出書に記載する氏名については、戸籍上の氏名と社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)を併記できるものとする。

2 区長は、申出をしようとする者又は申出者が通称の使用を希望するときは、
受領証に表示する氏名に通称を使用することができるものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。